

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第84号

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中第63号から第68号までを削り、第62号を第64号とし、第44号から第61号までを2号ずつ繰り下げ、第43号を第44号とし、同号の次に次の1号を加える。

(45) 毒物及び劇物取締法第17条第2項及び薬事法第69条第2項による報告の要求に関すること。

第1条第1項中第42号を第43号とし、第1号から第41号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 温泉法第34条第1項による報告の要求に関すること。

第1条第1項中第69号を第65号とし、第70号から第89号までを4号ずつ繰り上げ、第90号を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「同項第16号、第19号、第20号、第28号及び第32号から第34号まで」を「同項第17号、第20号、第21号、第29号及び第33号から第35号まで」に改め、同項第1号中「前項第28号」を「前項第29号」に改める。

第4条中第10号を第11号とし、第1号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 温泉法第35条第1項による立入検査に関すること。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条第1号中「第1条第1項第63号から第67号までに掲げる事務」を「浄化

槽法第5条, 第7条, 第7条の2, 第11条の2, 第12条及び第12条の2による届出, 勧告及び命令等」に改め, 同条を第9条とする。

第6条を第8条とし, 第5条の次に次の2条を加える。

(毒物劇物監視員)

第6条 毒物劇物監視員に次の事項を委任する。

(1) 毒物及び劇物取締法第17条第2項による立入検査に関すること。

(薬事監視員)

第7条 薬事監視員に次の事項を委任する。

(1) 薬事法第69条第2項による立入検査に関すること。

附 則

この規則は, 平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)